うまんちゅユニオン沖縄規約

　第一章　総則

第１条　名称と性格および組合員の範囲

　１　この組合は、うまんちゅユニオン沖縄（略称　うまんちゅユニオン）という。

　２　この組合は、業種、雇用上の地位にかかわりなく、県内の労働者及び組合が承認した人によって組織する個人加入の一般労働組合である。

　３　この組合に加入しようとする労働者は、規約に定める手続きを経て組合員となることができる。

但し、労働組合法第２条１項に定める使用者の利益代表者の加入は認めない。

第２条　事務所

　　この組合の事務所を沖縄県那覇市奥武山町26-24、奥武山マンションビル２０１号に置　　く。

第３条　目的と事業

　　この組合は、団結と相互扶助の精神により、職場の労働条件の改善をはかるとともに、組合員の経済的、社会的地位を向上させることを目的とする。

この組合は、目的を達成するため次の事業を行なう。

　１ 労働条件の維持・改善及び職場の民主化

　２　組合員の福祉の増進及び共済の事業、文化的地位の向上

　３　労働組合の拡大・強化

　４　その他目的達成に必要な事項

　第二章　組合員の権利と義務

第４条　組合員の権利・義務の平等

　　この組合の組合員は、すべてこの規約のもとに平等の権利と義務を有し、いかなる時でも人種、宗教、思想、信条、性別、門地、社会的身分等により組合員の資格を失うことなく、また差別待遇を受けない。この組合に加入しようとする人も同様である。

第５条　組合員の権利

　　組合員は次の権利を有する。

　１　規約の定めるところにより、組合の会議に出席し、自己の意思にもとづいて発言し、表決することができる。

　２　役員の選挙権、被選挙権を有する。

　３　組合及び機関の活動の報告を求め、又は批判し解任を請求することができる。

　４　規約の定める手続きを経て、会計簿、議事録、その他組合に関する書類を閲覧することができる。

第６条　組合員の義務

　　組合員は次の義務を負う。

　１　この組合の規約を順守し、諸決定を忠実に守り活動に参加すること。

　２　組合費、特別組合費などを定められた期日までに納入すること。

　３　組合の機密に関する事項をもらさない。

第三章　加入および脱退

第７条　加入

　１　この組合に加入しようとする労働者は、別に定める用紙に必要事項を記載し、一月分の組合費を添えて執行委員長に申し込む。

　２　既存の労働組合が、その組合の規約にもとづく所定の手続きを経て加盟を申し込んだ場合においては、組合員名簿の提出をもって前項の手続きに代えることができる。

　３　加入の可否は、執行委員会が決定し、組合員としての権利は執行委員会が決定した時に、加入申し込み日に遡って生じる。

第８条　資格の喪失及び脱退

　１　次の場合は､組合員の資格を喪失する。

　　①　死亡したとき

　　②　除名されたとき

　　③　脱退が成立したとき

２　この組合から脱退しようとする組合員は、組合に対する債務を完済したうえで、書面で執行委員長に届け出なければならない。

　　　届出の日から３０日を経過したときをもって脱退行為は成立し、組合に対する財産上および一切の権利を失う。

　３　正当な理由なく組合費を６か月にわたって滞納し、執行委員会の納入勧告にも応じない組合員は、脱退したものとみなす。

　第四章　機関

第９条　機関

　　この組合は、次の機関によって運営される。

ただし、中央委員会については、支部の数が５つを超えない範囲においては開催しない。

　１　大会

　２　中央委員会

　３　執行委員会

第１０条　大会

　１　大会は、この組合の最高決議機関であり、毎年１０月に定期に開催する。

　２　組合員の３分の１以上および中央委員会、執行委員会が必要と認めた場合は臨時に開催する。

　３　大会は執行委員長が招集する。

　４　執行委員長は、大会開催日の少なくとも２０日前に議題を示して通知しなければならない。

　　　但し、臨時大会はその限りではない。

第１１条　大会の構成と成立要件

　１　大会は、組合員の直接無記名投票によって支部ごとに選出された代議員と役員で構成し、代議員の過半数の出席で成立する。

　２　代議員は、大会開催日の属する月の２か月前の組合費納入人員を基準として、１５人以下は１人とし、１５人に１人の割合で選出し､端数については１０人以上で１増とする。

第１２条　大会付議事項

　　次の事項は大会で審議・決定しなければならない。

　　①　申し合わせ事項及び規約の改廃

　　②　年間活動報告及び運動方針

　　③　予算・決算、組合費の改定、特別組合費の徴収

　　④　ユニオン全体で行う同盟罷業の可否

　　⑤　役員の選出

　⑥　上部団体への加盟・脱退

　　⑦　組織の解散・改組、統合

　　⑧　その他必要な事項

第１３条　大会の議決

　１　大会の議事は、下記に定める他は出席代議員の３分の２以上の賛成で決定する。

　２　前条のうち第１号、第４号については代議員の直接無記名投票により代議員総数の３分の２以上、第６号については４分の３以上の賛成を要する。

　３　役員は議決権を持たない。

第１４条　大会の運営

　　大会運営に必要な規則は別に定める。

第１５条　中央委員会

　１　中央委員会は、大会に次ぐ決議機関であり、大会から次期大会にいたる間において、大会が決定した方針に反しない範囲でこの組合の意思を決定し、もしくは緊急を要する事項で大会を開催する余裕のない場合に大会にかわって決定する権限を有する。

　２　中央委員の任期は大会から次期大会までとし、欠員が生じた場合は選出単位で補充する。

３　中央委員会は、執行委員長が随時招集する。

第１６条　中央委員会の構成と成立要件

　　中央委員会は中央委員および役員をもって構成し、中央委員の過半数の出席で成立する。

第１７条　中央委員会の付議事項

　　次の事項は中央委員会で審議・決定しなければならない。

　１　大会から大会の間における方針の具体化

　２　裁判所への提訴及び労働委員会への救済申立

　３　予算の補正

　４　役員の補充

　５　組合員の賞罰に関する事項

　６ その他大会から負託された事項

第１８条　中央委員会の議決

　１　中央委員会の議事は、出席中央委員の３分の２以上の賛成で決定する。

　２　役員は議決権を持たない。

第１９条　中央委員会の運営

　　中央委員会の運営は大会に準ずる。

第２０条　執行委員会

　１　執行委員会は特別執行委員と会計監査を除く役員で構成し、大会および中央委員会で決定された方針にもとづいて業務の執行にあたる。

　　　また、緊急を要する事項で中央委員会を開催する余裕のない場合に、中央委員会にかわって決定する権限を有する。但し、この場合は中央委員会又は大会の承認を得なければならない。

　２　執行委員会は大会および中央委員会に責任を負い、これらの会議の開催を準備する。

　３　執行委員会は執行委員長が必要に応じて招集し、主宰する。

　４　執行委員会は構成員の過半数の出席で成立し、その議事は出席者の３分の２以上の賛成で決定する。

　　第五章　役員

第２１条　役員と任務

　１　この組合に次の役員を置く。

　　 執行委員長 　　　　　　　　　　　　　　　　　 　１名

　 副執行委員長　　　　　　　　　　　　　　　　　若干名

　　 書記長　　 　　　　　　　　　　　　　　　　　　 １名

　　 執行委員　 　　　　　　　　　　　　　　　　　 若干名

　　 会計監査　 　　　　　　　　　　　　　　　　　　 ２名

　２　執行委員長はこの組合を代表する。

　３　副執行委員長は執行委員長を補佐し、執行委員長事故あるときはその職務を代行する。

　４　書記長はこの組合の日常業務を掌握する。

　５　会計はこの組合の会計を掌握し、書記長事故あるときはその職務を代行する。

　６　執行委員はそれぞれ業務を分担して執行する。

　７　会計監査は会計を監査する。

　８　必要に応じて、書記次長若干名、特別執行委員若干名を置くことができる。

第２２条　役員の選出と任期

　１　役員は大会において支部ごとに選出された代議員による直接無記名投票によって選出する。ただし、信任投票の場合においては、大会の承認を得て別の方法をとることができる。

　２　役員に欠員が生じた場合、その補充を中央委員会で行なうことができる。補充された役員の任期は前任者の任期とする。

　３　役員の任期は大会から次期大会までとし、再任は妨げない。

第２３条　役員の候補者

　１　役員に立候補しようとする組合員は、別に定める規則にもとづく手続きを経て立候補する。

　２　執行委員会は、候補者を推薦することができる。

第２４条　役員の選挙

　　選挙に関する規則は別に定める。

　　第六章　支部

第２５条　支部の組織と構成

　　同一企業又は同一地域に３人以上の組合員がいる場合は、支部を組織することができる。　　　支部の設置とその範囲については、執行委員会が決める。

第２６条　支部の任務

　１　支部は、支部組合員の生活と権利を守る活動を、職場で実践する。

　２　支部は、ユニオンの方針にもとづく活動を展開する。

　３　支部は、地域の仲間との連帯した活動をすすめ、組織の拡大をすすめる。

　４　支部は、支部組合員の要求を実現するために必要であると判断した時は、ユニオン執行　　　委員会との協議のもとに、無記名投票による組合員過半数の賛成で、同盟罷業を行うこと　　　ができる。

　　　ただし、同盟罷業の決行及び解除に関する指令権はユニオン執行委員長にある。

第２７条　支部の機関

　　支部に次の機関をおく。

　　１、支部大会

　　２　支部執行委員会

第２８条　支部大会

　　支部大会は、年１回１１月に定期に開催する。また、支部員の３分の１以上が開催を請求　　したとき、支部執行委員会が必要と認めたときは、臨時に開催する。

第２９条　支部大会の運営

　　支部大会に必要な事項は、別に定める。

第３０条　支部役員

　　１　支部に次の役員をおく。

　　　　①支部長　１名

　　　　②副支部長　若干名

　　　　③書記長　　１名

　　　　④執行委員　若干名

　　　　⑤会計監査　若干名

　　２　前項の役員については、支部の実情に応じて運用することができる。

第３１条　支部執行委員会

　　前条の支部役員のうち、会計監査を除く役員で支部執行委員会を構成する。

第３２条　支部執行委員会の任務

　　支部執行委員会は、第26条に定める支部の任務を協力して遂行する。

第３３条　支部執行委員会の運営

　　支部執行委員会の運営に必要な事項は、第２０条に準ずるものとする。

第３４条　支部の会計

　　支部は、ユニオンからの支部援助金のほか、支部の活動を支えるために独自に支部組合費　　を決定し徴収する権限を有する。

　第七章　会計

第３５条　経費

　　この組合の経費は、組合費、特別組合費、寄付金、事業収入等をもって賄う。

第３６条　組合費

　１　組合費は賃金の１％とし、毎月月末までに納入する。

　２　支部から納入された組合費のうち、最低組合費を除く組合費額の２０％を、支部援助費とし　　　て還元する。

　３　組合員が特別な事情にあるときは、その組合員の申請にもとづき、執行委員会の決定により組合費納入の延期、または規定の組合費の減免措置をとることができる。

　４　組合費に関する細則は、別に定める。

第３７条　特別組合費

　　この組合が事業のために特別な費用を必要とするときは、大会の決定により特別組合費を徴収することができる。

第３８条　組合費等の不返還

　　適正に納入された組合費、特別組合費等は返還しない。

第３９条　財産の管理

　１　財産の管理および予算の執行に関する事項は、すべて執行委員会の承認のもとになされなければならない。

　２　会計帳簿、預金通帳、現金その他の財産を管理する責任は書記長が負う。

　３　執行委員会は、正規の手続きを経ない会計処理について、避けることのできない不測の事由につき正当な根拠を立証しないかぎり、連帯して会計に関する一切の責任を負う。

第４０条　会計年度

　　会計年度は毎年９月１日に始まり、翌年の８月３１日におわる。

第４１条　会計報告

　１　会計報告は、定期大会において会計監査と職業的に資格のある会計監査人の文書による監査報告を付してなされなければならない。

　２　職業的に資格のある会計監査人は、大会の議を経て執行委員長が委嘱する。

第４２条　会計監査

　１　会計監査は、年１回の定期監査を行ない、監査の結果を大会に報告しなければならない。

　２　執行委員会は、会計監査の請求があった場合速やかに会計に関する一切の証拠を閲覧させなければならない。

　３　会計監査は、会計に不正があると認めた場合、あるいは疑わしいと認めた場合にはこれを糾明するとともに、執行委員会に対して中央委員会での調査を勧告することができる。

第４３条　会計処理の規則

　　会計処理の規則は別に定める。

付則

第４４条　規約に疑義が生じた場合、中央委員会でその解釈を決定する。

第４５条　規約の施行についての規則が必要な場合は、中央委員会で定める。

第４６条　この規約は２００１年４月６日から施行する。

　　　　　この規約は２００３年１０月２４日一部改定。

　　　　　この規約は２００５年１０月２５日一部改定。

　　　　　この規約は２００７年１０月３０日一部改定。

　　　　　この規約は２００８年１０月３０日一部改定。

　　　　　この規約は２００９年９月２６日一部改定。

申し合わせ事項

１、私たちは、力を合わせて県内労働者のなかに労働組合を広げ､労働条件の向上と働きやすい職場をつくるためにがんばります。

２、私たちは、仲間を信頼し、何でも話し合い、みんなで活動するように努めます。

３、私たちは、沖縄県労連の仲間と連帯し、力を合わせて労働組合運動の発展、平和と民主主義を守るためにがんばります。

　　２００１年４月６日

　　　　　　　　　　　うまんちゅユニオン沖縄結成大会

組合費に関する細則

１、この細則は、各企業により賃金体系が異なることを考慮し、うまんちゅユニオン沖縄規約第３６条４項にもとづいて定める。

２、組合費の対象とする賃金は、名称の如何を問わず、労働の対価として得る賃金を言い、下の各号については賃金に含めない。ただし、①号については、これらの手当が基準に基づかず、一律または一律と見なされる金額が支給されている場合には賃金に含める。

　①　通勤手当、住宅手当、家族手当

　②　臨時に支払われる祝金、見舞金などの手当

　③　税金（所得税、住民税）

　④　社会保険料（厚生年金、健康保険、雇用保険）

３、組合員は、前項に基づき算出した額を、自主申告によって納入する。

４、下記の場合においては組合費を減額又は免除することができる。

　①　賞与、ボーナス、一時金など名称の如何を問わず、３か月以上の期間をおいて支払いを受ける賃金については、0.5％とする。ただし、実施は当分の間見合わせるものとする。

　②　組合員が失業、退職、その他の事由により、生活困窮するに至った場合、所属する支部を通して組合費の減免申請があった時は、その可否について執行委員会が決定する。

　　　支部に所属しない組合員は、執行委員会に申請することができる。

　③　特別な事情のある組合員の最低組合費は、前号に該当する組合員の他は月額１００円とし、その適用については執行委員会が決定する。

５、組合費の額に端数が生じる場合、支部の決定と執行委員会の承認を経て、１００円未満の端数を切り捨てた額とすることができる。

６、この細則の改定は大会で行う。

７、本規則は、第３回大会で承認を得ることを条件に、執行委員会の決定により実施する。

　　２００２年２月１６日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　うまんちゅユニオン第５回執行委員会

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　２００２年１０月２６日第３回大会承認

２００３年１１月１日一部改定。

うまんちゅユニオン沖縄共済会規定

第1条（名称）

　　この会の名称は「ユニオン沖縄共済会」という。

第２条（目的）

　この規定は、組合員の相互扶助と労働者としての組織的な結合を強め、あわせて地域・未組織労働者との結合・連帯を深めることを目的とする。

第３条（範囲）

　（１）組合員または組合が認めた未組織労働者・非組合員は、ユニオンに加入した上で、組織加入共済及び個人加入共済に加入することができる。

　（２）組織共済加入者の家族は、労働共済の事業規約に基づいて個人加入共済に加入することができる。

第４条（組織加入共済の効力の期間）

　　この規定に定める共済の効力期間は、毎年７月１日より翌年６月末日迄とする。

ただし、年度の途中においてこの規定を実施する場合は「全国労働組合共済会」との間に締結する「協定書」の締結日の属する月の翌月1日午前零時に効力が発生するものとし、最初にむかえる６月末日を効力期日とする。

第５条（共済掛金）

　１　組合員の組織共済掛金はユニオン組合費に含まれるものとし、交通事故災害共済一口の　　　月１００円とする。

　２　個人加入共済の加入者は、その共済掛金を組合費とともに納入する。

第６条（共済金）

　　この規定の適用を受ける者に「組織加入共済」または「個人加入共済」に定める共済事由が発生したときは、それぞれ共済金を給付する。

第７条（給付の基準）

　この規定の給付基準は、「全国労働組合共済会」の事業規約の給付基準の通りとする。

第８条（管理運営および事務処理）

　この規定に関する掛金ならびに給付などの管理運営および事務処理は「全国労働組合共済会」に委託する。

第９条（代表者）

　　この共済会の代表者は、うまんちゅユニオン沖縄執行委員長とする。

第１０条（改廃）

　　この規定の改廃は「全国労働組合共済会」と協議の上、大会の決議にて行う。

第１１条（実施）

　　この規定は、２００１年６月２８日より実施する。

　　この規定は、２００３年１０月２４日より実施する。

　　この規定は、２００６年１０月２５日一部改定。

　　この規定は、２００８年１０月３０日より実施する。